

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

2番、佐々木昇議員、どうぞ。

○2番（佐々木昇）

皆様、こんにちは。2番議員、佐々木昇でございます。

本日は、通告に従いまして一つの項目について質問させていただきます。指定管理者制度導入効果の検証は。

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人その他の団体に行わせる制度であり、平成15年の地方自治法の一部改正により、従前の管理委託制度にかわって導入された制度であります。現在では、多くの公の施設の管理に指定管理者制度が導入されており、特に、スポーツ施設、観光施設などについては、指定管理者に管理させることが一般的になっております。

本町においても、開成水辺スポーツ公園、瀬戸屋敷、開成町福社会館、開成町グリーンリサイクルセンター、開成駅前第一自転車駐車場の五つの施設、また、各地域集会施設が指定管理者制度により管理が行われております。しかし、現状では、指定管理者制度導入効果の検証が十分に行われているのか疑問であります。指定管理者制度の有効性を実証するために導入効果を明確にすることが必要と考え、次の事項について町の見解を伺います。

- 1、指定管理者候補者選定評価の基準等は。
- 2、地域集会施設を除く指定管理施設におけるコスト面での導入効果は。
- 3、コスト面以外での導入効果をどのように判断しているのか。
- 4、指定管理者の自主事業の促しはどのように行っているのか。
- 5、モニタリングや第三者評価制度の実施状況は。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします

まず、1点目の指定管理者候補者選定評価の基準等について、お答えをいたします。

平成15年6月に地方自治法が改正され、従前の公の施設に係る管理委託制度にかわり新たに指定管理者制度が創設されました。この制度は、これまで公共団体、公共的団体及び一定の出資法人に限定されていた公の施設の管理に競争原理を導入し、民間企業等の能力や経営手法を幅広く活用して、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目指すものであります。

開成町においては、制度の円滑な運用を図るため、開成町公の施設に係る指定管理者制度に関する基本方針を策定し、基本的な考え方と指定管理者の指定の手続等を定めております。指定管理者候補者の選定は、適正な競争の確保による施設の効果的・効率的な管理を促進する観点から原則として公募とし、募集に当たっては募集要項を

作成し、管理施設項目、管理に当たっての条件、応募資格及び手続、選定方法、選定結果の通知及び指定手続、その他必要な事項の情報を提供いたします。

指定管理者候補者の選定に当たっては、開成町公の施設指定管理者選定委員会が選定に当たりますが、その選定基準は、大きくは一つ、利用者の平等な利用の確保ができること、二つ、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減が図れること、三つ、管理を安定して行う物的及び人的能力があること、四つ、選定団体の経営状況が健全であることの4点になります。また、必要に応じて施設所管課等が個別に選定基準を追加し定める場合もあります。

次に、2点目の地域集会施設を除く指定管理施設におけるコスト面での導入効果について、お答えをいたします。

水辺スポーツ公園における指定管理者制度は、住民サービスの向上と管理運営業務の効率化を図ることを目的に、平成22年度から導入をいたしました。指定管理者制度導入前の平成19年度から平成21年度までの3カ年の利用料収入から維持管理経費を差し引いた施設の管理運営経費の年平均は、1千914万円でありました。一方、指定管理者制度導入後の平成28年度から平成30年度までの直近3カ年の指定管理料及び施設修繕等を含む施設の管理運営経費の年平均は、1千787万4千円となっております。以上のことから、コスト面での導入効果については、指定管理者制度導入前と比較して、年平均で126万6千円のコストダウンとなっております。

次に瀬戸屋敷ですが、制度導入以前より全体事業費が増大しているのは事実でありますので、今後も費用対効果を意識しながらコストを精査していかなければならないと考えております。なお、指定管理者の管理となつてからは、直営で運営していたころはできなかった民間目線のプロモーション活動、カフェの運営やイベント運営が行われております。特に、プロモーション活動については、外国人旅行者へのアプローチや民間同士での情報共有など柔軟に活動しているため、直営時の費用と指定管理料を比べて一概に金額のみで議論はできないと考えております。

開成町福祉会館をはじめとする他の施設については、指定管理者による管理体制の見直しや機器導入により管理経費が節減され収益率の向上が図られていること、指定管理者が委託業務や事務機器等リースなどを複数年契約することで経費の削減につながり指定管理料を縮減するなど、工夫の余地が生まれるなどの効果があります。

次に、3点目のコスト面以外での導入効果をどのように判断しているかについて、お答えをいたします。

水辺スポーツ公園においては、芝や植栽の管理など徹底した施設環境整備が実施され、指定管理者制度導入前と比較して質の高い施設の維持管理が図られており、約9割の利用者に「満足している」との御感想をいただいております。また、指定管理者の自主事業によるスポーツ教室及び各種大会の開催、利用者ニーズを反映した軽食販売等により、平成21年度の利用者数10万4千455人から平成30年度には12万3千363人と利用者数の増加が図られました。このように町内外から多くの方々に利用され、町の一施設としてではなく、指定管理者の構成企業である関連スポーツ

団体による専門知識の提供、ブランドイメージによる事業のPR効果等により、町内外におけるスポーツ拠点としての認知度を高めることができ、ハード・ソフト両面での導入効果が図られております。

瀬戸屋敷においては、第一に客観的な数値として年々減少していた来館者数が増加したこと、新たな発想に基づくカフェの運営、大学連携事業として行った「発酵大作戦」は、今年度は「大豆大作戦」として北部地域で生産した大豆でみそづくりを行うなど、活性化が図られております。現指定管理者は、地域の現状や特性をよく理解した上で事業運営に当たりつつ、地元の人が見落としがちな地域の魅力の発信を行っております。

開成町福祉会館をはじめとする他の施設については、指定管理者による施設利用のPR活動、利用団体への働きかけなどによる利用率や稼働率の向上が図られております。また、同類他施設の管理も含め、施設管理の実績に基づくノウハウを生かした施設管理及び苦情への対応なども評価しているところであります。

次に、4点目の指定管理者の自主事業の促しはどのように行っているかについて、お答えをいたします

水辺スポーツ公園につきましては、毎月の業務実施報告時に利用者からの要望や意見を次月以降の自主事業等に反映できるよう情報交換を実施しております。平成30年度に実施しました主な自主事業については、一つ、指定管理者主催「水辺カップパークゴルフ大会」等の開催、二つ、サッカースクールの開催、三つ、未就学児を対象とした身体活動プログラムの実施、四つ、夏季期間における施設の利用時間拡大、五つ、冬季期間の休園日におけるパークゴルフ場の臨時開園などがあります。

瀬戸屋敷は、事業者選定の段階で自主事業も含めた形で提案をいただき、提案に即した形で事業を実施しているか、定期的に確認をしております。もともと貸し館だけで十分な収入を得られる施設ではないため、おのずと自主事業による収益の確保が必要となってくるのも瀬戸屋敷の特性であり、今後は追加整備した拠点施設をどのように活用していくかが重要であると考えております。また、収益確保と北部地域全体の活性化への寄与を両立できるように、指定管理者と協力して進めております。

開成町福祉会館をはじめとする他の施設については、特段の促しをせずとも自主的に施設及び事業のPR活動を実施しております。あわせて、町行事等に積極的に参加するなど、各種活動への協力を通じて施設の認知や利用促進につながる取り組みをしております。

5点目のモニタリングや第三者評価制度の実施状況について、お答えをいたします。

施設利用者の満足度の向上を図る仕組みとして、モニタリングを実施しております。モニタリングの具体的な内容及び方法については、各施設の状況に応じて指定管理者の意見等を踏まえ、その詳細を協定等において定めております。指定管理者は、施設の清掃・点検、施設の利用状況、使用許可件数、料金の収納状況等について日報、月報等に記録をし、自己評価を行うとともに、施設利用者の意見等を把握するために協定等に基づき施設利用者のアンケートやモニター調査を実施しております。

町は、指定管理者から提出された事業報告書の内容が業務仕様書等の基準を満たしているかを確認するとともに、現地調査や利用者アンケートの結果報告等により、報告書の内容そのものが事実行為として行われているかを確認しております。また、指定管理者の経営状況に関する確認、サービス水準の維持向上や施設管理の安定性の評価を実施し、その結果を指定管理者に通知をいたします。

水辺スポーツ公園においては、水辺スポーツ公園の管理に関する基本協定書に基づき、年1回、税理士による管理業務の実施状況及び財務状況のモニタリングを実施しております。また、管理施設の利用者の意見等を施設運営に反映し管理業務のサービス水準を高めるため、指定管理者で利用者満足度調査も実施をしております。

瀬戸屋敷については、定期的な報告会等で実施状況の確認を行っております。また、北部地域活性化推進協議会において実施状況を報告し、御意見をいただいております。

開成町福祉会館をはじめとする他の施設については、モニタリングの結果を確認し、課題があれば解決に向けて町と指定管理者が意見交換をし、必要に応じて運営支援などを行っております。

最後に、第三者評価制度についてであります。既に他の自治体においてシンクタンクなど第三者評価機関などを活用し実施されていることは承知をしております。開成町では、指定管理者候補者選定委員会の設置に際して、必要に応じて学識経験者等の第三者を加えることができると規定し、実際に選定に加わっていただいております。税理士の委員の方には応募事業者の経営状況等を専門的な観点で審査いただいておりますが、現指定管理者が再度応募した場合は、地域や関係団体の代表の方に利用者目線で審査に加わっていくなど、一定の外部評価としてのプロセスを踏んでいるものと考えております。

対象施設の数、規模などを勘案し、現時点で評価段階において第三者が関与する制度の導入は考えておりませんが、調査研究を進めるとともに、施設が効果的・効率的に運営されるよう、必要に応じて第三者等の意見聴取に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

一定の御答弁、ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、基本的には地域集会施設、これは除いて考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、指定管理者候補者の選定に当たって、開成町の公の施設の指定管理者選定委員会を設置するということですが、この委員会のメンバーに学識経験者等第三者、これを加えることができるということで、実際に加わっていただいているということですが、こういった方たちをどのような考え方とか、また流れで選定されているのか。また、人数、1人、2人、ちょっとばらつきがあるようなところもあり

ますけれども、どのような理由で人数あたりも決められているのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、外部の委員の方については、基本的に経営状況を確認するために、まず全てのものについて税理士さんには入っていただいております。それから、今回の本議会に上程予定でございますけれども、本年の状況で申し上げますと、開成水辺スポーツ公園、こちらにつきましては外部委員をほかに2名、お願いをしております。具体的に申し上げますと、一番利用者に近いという形の中で、開成町体育協会から1名、それから開成町パークゴルフ協会から1名、合わせて2名を外部委員としてお願いをいたしました。

それから、瀬戸屋敷につきましては、先ほど答弁の中にもございましたけれども、北部地域活性化推進協議会、こちらから1名の方をお願いしまして、やはり地元に着して、なおかつ利用されている方、こういった方の意見を直接聞いて、それがいわゆる評価にはね返るような形の中で選定を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。人数的なところは特にこだわりがないという理解でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

私、候補者、この選定で、これは私だけかもしれませんが、評価点数、これがちょっと気になっておりますけれども、点数に開きがあるときがたまにありますけれども、開成町公の施設にかかわる指定管理者制度、これに関する基本方針、また募集要項、こういったものがあるということですけれども、このあたりで先ほど第三者、こういった方たちにも加わっていただいているという中で、そういった基準みたいな、こういった基本方針、また募集要項あたりをどのように周知されているのか、また徹底されているのか。また、この点数の開き、このあたり、町はどのように考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

指定管理の候補者選定方法というのは、実は、その都度、きちんと決めてございます。点数に開きが大きく出る理由としては、基本的に合計点数が900点満点であるわけですが、各項目が40点満点で10点刻みでございますので、仮に委員さ

ん全ての方が10点ずつ差をつけるとなりますと、掛ける委員さんの分だけ開きが出てしまうということです。いわゆる、その積み重ねとすれば、ワンランクしか違わなくても点数は10点ないし20点という形で開いていきますので、これは点数で見るというよりも、全体として総じて総合的に評価が高いものが一番、指定の候補者として望ましいという判断をしていますので。

点数の開きそのものについては、これは制度上の構えの問題ですから、今の御指摘であれば10点刻みでなくせば当然詰まるわけですがけれども、余り、そのことには意味がないと思っていますので。本当に、今回、見させていただきますと、違って一ランク違うぐらいのことですから、そんなに大きな差はない。当然、応募される時点で全く経験がないとか任すことができないようなところに来ているわけではありませんから、評価の中で開きが出ているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

もう一つ確認をさせていただきたいのですけれども、こういった第三者さんに対しての周知、こういうものはしっかりとされていて、変な意味ですけれども、採点に感情とか、そういうものがないような、しっかりとした基準というもののの中で皆さん行われているということですのでよろしいでしょうか、確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

私が指定管理者選定委員会の委員長を務めておりますので、私から説明をさせていただきます。

まず、先ほど財務課長が申しあげましたとおり、5段階でそれぞれの委員が評価してございます。一番下が「劣る」ということで、これは0点でございます。それから、あとは10点、20点、30点、40点と10点刻みでいっているわけですが、先ほど町長が答弁されました選定基準を大きく四つに分けてございます。

その中の一つを紹介させていただきますと、例えば、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減について、詳細に5項目を審査してございます。まず、最初の1点目としては、施設の利用を促進する対策を考えているか。また、二つ目としては、施設の運営において施設の設置条例の目的に寄与する方策がとられているか。三つ目として、修正計画及び積算根拠は明確であり適切か。四つ目が、独自の工夫等により経費の削減が図られているか。五つ目が、経費の削減が利用サービスの低下を招いていないか。これは、それぞれ委員から業者に対してヒアリングを行って、その回答を見て点数をつけているわけでございます。

ただ、まず1回目の点数を各委員がつけまして、それで、それぞれの委員の点数に大幅にギャップがある場合には、それについて委員間で意見交換をします。今回の場

合は、そういうことが、今回と言いますか、最終日にまた提案させていただきますけれども、そこについては大きな幅のブレがございましたので、今、佐々木議員がブレがあるというのは、先ほど田中課長がお答えした10点刻みだということで出てくるものだと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。開成町では、この選定、公平性を持った中で行われているということで理解をさせていただきます。

続きまして、指定管理施設におけるコスト面での導入効果、コスト面以外での導入効果、自主事業の、この辺の関係について一緒に聞きたいと思いますが、まず、指定管理者制度の考え方として、民間企業等の能力や経営手法、これを幅広く活用して住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目指すというのも答弁がございましたけれども、まず、福祉会館、グリーンリサイクルセンター、自転車駐車場のコスト面以外での導入効果で、住民サービスの向上という観点から、もう少し何か取り組みがございましたら答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

まず、福祉会館につきまして、コスト面以外での導入効果というところで申しあげさせていただきます。福祉会館につきましては、利用率、稼働率の上昇という部分でございまして、指定管理者が施設利用の方へのPR、それから使用される関係団体等への働きかけなどを行うことによりまして、稼働率が上がっている状況がございます。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

続きまして、開成駅前第一自転車駐車場の関係でございます。コスト面以外というところでございまして、こちらについては、現指定管理者はほかのところでも同様の施設を管理しておりますので、そういったところのノウハウを生かした形での管理体制の強化というものが図られていると感じているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（石井直樹）

グリーンリサイクルセンターですけれども、民間のノウハウを生かして搬入の関係及び販路の拡大など、そういったところで効果が出ていると考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。今の答弁を聞きますと、福祉会館、またグリーンリサイクルセンター、また駐車場あたりは、新たな事業ということよりも現状維持というか、利用率向上というところで考えているというか。実際に、事業的に新たな事業展開とか、そういうのが考えられないような事業なのか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

福祉会館の関係でお話しさせていただきます。利用率という部分、確かに貸し館業務というところがございますので、そのあたりで利用率を上げていくというところもございますけれども、指定管理者独自の取り組みというと、例えば「チビッ子らんどフェスタ」という指定管理者独自の事業がございます。こういったものの中で指定管理者が活動を行うことによって、貸し館を、より活用していただきましたり、施設をよく知っていただきましたりすることで実際の活用に今後結びつけていく、そのような。いろいろな方、例えば転入されてきた方への声かけを行うとか、そういったいろいろな部分での幅を広げていくようなところはございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

自転車駐車場に関しましては、利用者の目線に立ったという中では、開成駅、急行が停車するようになりまして利用者というものが増えている部分もございますので、そういった中では、自転車利用者が増える場合であれば、原付のスペース、そちらを減らして自転車のスペースを増やすですとか、あるいは防犯カメラ等を増やした中で防犯体制の強化というのも図られているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（石井直樹）

グリーンリサイクルセンターですけれども、民間のノウハウを生かして、その辺、搬入量につきましても年々増加傾向といったところで、実際には剪定枝等の搬入につきまして、年々ですけれども徐々に増えていると。この辺につきましては、利用者の方への周知が図られていると考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）



分かりました。というか、多少、理解いたしました。

また重なってしまうような質問になるかもしれませんが、先ほど答弁で瀬戸屋敷、こちらで事業費、これが増大しているということでしたけれども、各施設、設置目的、こういったものもあると思いますけれども、しかし、指定管理者制度、町民サービスの向上、経費の削減ということで、これは一概には言えないと思いますけれども、例えば、そういった中で瀬戸屋敷、将来の施設、こういったサービス向上のために、現状、経費がかかってしまいますけれどもというような考えなのか。

また、ほかの施設、こういったところで新たな事業というか、そういうところが考えられにくいということで、ちょっと言い方が先ほどから悪いのかもしれないけれども、現状維持というところで事業をやっていかれるということなのか。これ、各施設でいろいろ、現状、何か運営の考え方が違うのかもしれませんが。そういった観点で、各施設の現状の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、瀬戸屋敷の考え方ということでお答えさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、瀬戸屋敷だけで貸し館業務で利益を上げるという状況はなかなか苦しいという状況でございます。そんな中、現指定管理者、いろいろ提案をしていただいた中で、29年の10月からは「c a f e h a c c o」というコーナーを設けて飲食を多少提供するということを実施してございます。

また、瀬戸屋敷の場合は、年間のイベント時、町のイベント時にかなり利用客数が増大するということがあります。あじさいまつり、あるいは風鈴まつりとか、あとは冬のひなまつりのときの状況によって、かなり推移すると。そのイベントも天候によってかなり変化がありますので、必ずイベントを打つと入場者が増えるという状況ではございませんが、今後の話にはなりますけれども、瀬戸屋敷においては拠点施設を今、整備してございます。この拠点施設をどう生かしていくかというところが、今後、満足度なり効果を上げるということの課題になろうかと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

次に、福祉会館の関係で御説明いたします。福祉会館の利用の関係でございます。福祉目的という部分もございまして、例えば、先ほど「チビッ子らんどフェスタ」というお話もしましたが、福祉を学ぶ機会を創設するということで指定管理者のほうでもつくっておりました。例えば、障害を持った方の体験をする。例えば、認知症の方の講座を行うですとか、そういったそれぞれの状況に応じた講座を工夫しながらつくっていくということを進めている状況がございます。

あと、貸し館業務の中で多目的ホールの活用ですとか、そういったところでも現在

実施されている団体さん等へ働きかけ等を行うところもございますので、その辺の部分を含めて指定管理者としての利用率を上げていく、いかに使っていただけるか、それを工夫している状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

自転車駐車場に関してでございます。自転車駐車場につきましても、キャパシティがもう決まっておりますので、その中でどのように運営していくかということが主になってくると思います。自転車駐車場につきましては、指定管理料については払ってございませんので、収益については全て指定管理者の収入となっております。その中でも、指定管理者のほうでは、どのように収益を上げていくかという中で収益向上を目指してございます。

収益が上がった中では、先ほども申しましたけれども、防犯カメラですか、そういったものをつけるなど、安全・安心というものの確保をしてございます。また、新しいそういった機器の導入等を行いまして、今までは人がいる時間しか更新できなかったのが、24時間、更新ができるような機器の導入等ということで、そういう中でも努力しているところは見えるところでございます。

○議長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（石井直樹）

グリーンリサイクルセンターですけれども、現状維持といえば現状維持なのですが、ごみとして出されるかもしれない剪定枝について、資源化、リサイクルといった目的が大きな前提等ございますので、そういったところについて、現状維持というか、その辺、収益も上げられるように検討していくというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

グリーンリサイクルセンターについて、補足させていただきます。

今、担当課長、現状維持とおっしゃいましたけれども、現実的に町内の方々から持ってきたものをチップ化したり堆肥にしたりしているわけでございますが、その販路がなかなか見つからないということで悩んでおられました。そこで、業者のほうでいろいろ動かれて、お米の栽培に非常に良いということを突きとめまして、それに今、供給をしているという状況でございます。

そういったことから、今度は逆に流入の部分が少なくなったという結果が出まして、今現在、開成町と南足柄市を受けておるのですが、今後、上郡5町にも声をかけたいという非常に前向きな意見もございましたので、現在、それについて検討しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。町民サービスの向上、経費の削減、この辺、一概に言えないといった中で、皆さん、施設、取り組みをされているということで理解いたしました。

続きまして、自主事業ということで、開成水辺スポーツ公園と瀬戸屋敷さん、こちら、指定業者さんからの提案、こういったものをいただきながら事業を行っているという答弁もありましたけれども、この辺、指定業者さんとのこの事業に取り組むまでの流れといいますか、その中で町がどのような考え方の中でこういった事業に取り組んでいくのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、水辺スポーツ公園からお答えしたいと思います。

今、議員の質問で流れとか取り組みという形で、先ほど町長が答弁したのとちょっと重複してしまうかもしれないのですが、毎月、事業報告書等がありまして、そのときに、町長のほうでもありました、いろいろなさまざまな、パークゴルフ大会ですとか例えば夏休み期間における施設の利用時間の拡大、そういったものとかを、町と指定管理者と、お互い毎月の意見交換の中で、どうやったら利用者に多く使ってもらえるだろうとか、そういった意見交換をしながら、どちらが主導とかというわけではなくて、情報交換を密にしながら、こういった30年度、さまざまな自主事業が実施されてきている形の中で、結果として利用者の人数も30年度実績としてははじめて延べ12万人を超えたという形になってございます。

それと、1点、今回のこの質問とは違うのですが、最初の町長の答弁でありましたコスト面での導入効果について、1点、訂正させていただきたいと思います。

指定管理者導入前の平成19年度から21年度までの3カ年の「利用料収入から維持管理経費を差し引いた」とありますが、これ逆で、「維持管理経費から利用料収入を差し引いた」に訂正をお願いできればと思います。申しわけございません。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、瀬戸屋敷の関係でお答えさせていただきたいと思います。

自主事業ということで、先ほどもカフェの運営とか、その辺を導入して、いわゆる売り上げを上げるということも実施してございます。過去に実施した、神奈川県とも補助金をいただきながら大学連携ということで、こうじの「はっこう大作戦」ということもやりつつ、その中で残っていただいた方も、継続事業として今年度は「大豆大

作戦」という名のもとに、みそづくりなども実施をさせていただきます。また、採用している職員の中にかなり高度な技術を持っておられる方もいらっしゃいまして、ハーバリウムなどの製造販売も手がけているという状況です。

自主事業の中には、いわゆる町のイベント以外のときに、先週もかなり子どもたちを喜ばせるような、段ボールを使って迷路をつくったりとか、そういうことを蔵でやっていたりということで、かなり今後の展開に期待が持てる状況ですので、そこを町としてはバックアップしながら今後も進めていただきたいと考えてさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。この辺、やはり指定業者さんと町、一緒になって、今後より良い、町民の方たちが喜んでいただけるような、そういった取り組み、ぜひ行っていただきたいと思います。

それで、自主事業の関係で一つ。福祉会館、こちらの関係で一つ確認させていただきたいのですが、社会福祉協議会さん、こちらが行う事業、福祉事業と福祉会館の指定管理業務、こちらが明確に区別されて行われているのか、そういうところをしっかりと区別させるような何か規定みたいなものがあるのか、その辺、確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

指定管理業務につきましては、例えば、福祉会館の会館の管理、そういった部分、それから福祉会館の施設を運営するような業務、受け付け等の部分がございます。社会福祉協議会として自主的に行う自主事業につきましては、福祉事業、例えば先ほど申しあげました「チビっ子らんどフェスタ」ですとか、そういったものについては福祉事業という、そういう位置づけになってくるかと思えます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

「チビっ子らんどフェスタ」、さっき自主事業、指定管理の自主事業のほうで何か言われた感じもするのですが、やはり、こういった社会福祉事業と指定管理の事業、何かごちゃ混ぜになってしまっていないのかなというのが、まさにそういう心配があったのですが、その辺、もう一回、答弁をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

お答えさせていただきます。

指定管理のそもそもの事業としては、まず会館の管理・運営というところです。その部分が、まずは福祉会館の管理業務というところになります。こちらの「チビッ子らんどフェスタ」は、指定管理者として自分たちでいかに稼働率を上げていくとか、そういうところの中での活動として、社会福祉協議会が組織の中で福祉会館を使いながらそれを上げていく。

例えば、いろいろな団体さんと呼ぶといいますか、勧誘していただいて行っていくという、会館の稼働を上げていくために、いかに福祉会館を使っているか、そういう部分での。会館管理ではございますけれども、会館の稼働を上げていくとか、そういう事業、働きかけというか活動がございまして、社会福祉協議会本体としては、例えば、福祉の中での福祉の推進という部分で社会福祉協議会がやっておりますけれども、活動内容も指定管理の業務、業務といいますか、そちらの部分で貢献していけるように、そういう活動もとっていただいているという、そんな認識を持っています。

明確に福祉会館の利活用といいますか、福祉会館の管理・運営がまずそもそもの基本の部分、メインの業務でございまして、そこは、その部分でございまして、ちょっと私の表現がよろしくなかったかもしれません。失礼します。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

制度にもかかわりますので整理をさせていただきますと、あくまでも、今、福祉課長が申しあげたとおり、指定管理というのは施設の管理そのものでございます。ただ、提案内容の中に、今、課長が申しあげたように、どうやって利用率を上げるのかという当然、設問がございまして。それに対して、いわゆる受託者が側が我々はどういう事業を起こしていきますと、それによって、こういった方に新たにお使いいただくことによって稼働率が上がりますという、御提案の中に入っているということであって。また、その御提案内容が町の施策となおさら合致するというのであれば、そういったところを先ほど申しあげた評価の中で点が上がるということもございまして。

整理をいたしますと、直接的に関係はないのだけれども、運営していく中において一つ、受ける側としてのやる気を見せるという意味での一つのツールにはなっているのかなと思いますが、制度そのものから申しあげると、議員御発言のとおり、直接的には関係はないというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。ありがとうございます。

それと、続いて、またちょっと違う質問ですけれども、これ、施設によって、先ほどの瀬戸屋敷あたりだと、やはり、ある程度の期間、こういったものを考えながら取

り組みということもあると思いますけれども、その一方で競争の原理、こういうこともあって、指定期間、こういうものも定められると思いますけれども、現在、開成町、全ての施設で5年以内、こういった期間になっていますけれども、この辺の5年以内というところについて、町の考えを一つ確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今のお話で、まず、はじめてやるときは原則として3年というのがある、以降は5年です。一つ、一番大きいのは、いわゆる施設整備にかかわる経費です。例えば、駐車場で申しあげますと、パスモ等を使って料金が払えるような機械を導入すると。これを、もし、短い期間で入れてくださいというお願いになると、受ける側とすれば導入できない。当然、償却期間を考えて5年程度で償却できるものを入れていくということから、まず、そういうのが1点ございます。

それから、それぞれ提案をされるわけですが、1年、2年で効果が生まれるものもあれば、やはり、ある程度の期間を待たないと効果があらわれないものというのもございます。先ほどお話に出てまいります瀬戸屋敷等は、まさにそういったものでございまして、仮に3年ごと、5年ごとに管理者が変わってしまっていて、行われるイベントも含めて連綿とした関連性がなくなるということになりますと、管理はともかくとしても、利用者からすれば、決してそれがプラスには働かないであろうということもありますので、提案内容が著しく問題がなければ、当然、そのまま続けていただいて、当然、軌道に乗っているというのが条件になりますけれども、進めていくということから、必然的に点数がついてくるということであって、意図的に続けていただくとか、そういうことではないということからでございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、では、モニタリング、こちらの第三者評価制度、こちらについてお伺いさせていただきますけれども、これは五つ、全ての施設で年に1回、指定管理者さん、町によるモニタリング、これを実施しているのかということを確認させていただき。募集要項あたり、私、全て確認できなかったもので、その辺を確認させていただきたいと思います。あと、満足度調査、私、これは非常に大事なかなと思っておりますけれども、こちらも全ての施設で行われているのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、どうぞ。

○2番（佐々木昇）

答弁のほうで満足度調査等の答弁、もういただいている施設は結構です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、明確に示してもらって良いですか、どこだというのを。はい、お願いします。

○2番（佐々木昇）

水辺スポーツ公園、瀬戸屋敷以外の三つの施設でお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

どうですか。危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

では、自転車駐車場の関係でお話をしたいと思います。

こちらにつきましても、管理業務に関する協定書を締結してございますので、その中に年1回、モニタリングと、あとは利用者の満足度調査を行っておりまして、そちらをまとめたものを年度末が終わった翌月に提出をいただいているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

環境防災課長。

○環境防災課長（石井直樹）

グリーンリサイクルセンターにつきましても、管理協定に基づき年に一度の事業報告、管理業務、それから実施状況の報告、それから収支状況の報告ということで報告をいただいております。それを次年度に生かしていくと。あと、利用者につきましては、利用される方に、簡単なアンケートでございすけれども、満足度調査を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

福祉会館につきましても、利用協定の中で利用者満足度調査というのをさせていただきまして、その中で年1回の事業者からの報告の中で状況等について示されている状況でございす。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。満足度調査の結果もちよっと気になる場所ですけれども、それは、また後で聞かせていただきたいと思います。

モニタリング、これは全ての施設で行われているということですが、この報告書を確認、評価、これを町のほうですという答弁でございましたけれども、確認、評価、これは町のこういったメンバーで行っているのか。また、この辺の評価基準、

この辺が曖昧になりますと、先ほどではないですけれども主観的な評価、こういったものになりやすいのかなと思いますので、客観的な評価も必要ということで評価シートや評価基準、町として統一的なものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまお話がございました、まず指定管理者の施設の評価表、総括表と申ししますが、これは定められたものがございまして統一で使っております。

それから、もう一点、指定管理者のモニタリングシートということで、これも統合して使っておりますので、同じシートによって評価をしているというところでございます。これを提出しまして、先ほど来、申しあげていますように、所管課におきまして、その内容を聞き取りをしながら町としての評価も加えていって、その年の評価をします。一番大事なことは、終わったときにすることではなくて、先ほどお話しした5年間あるわけですから、1年目、2年目、3年目ということで、その評価に基づいて、当然、改善するものは改善をしていくということで指導をしていくというのが最大の目的だということでございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。ありがとうございます。

また、この報告書や評価結果、こういったものを町民の方たちに公表するというところで透明性や信頼性、こういったものが向上すると考えておりますけれども、現在、私の中で、こういったものを公表しているという認識がないのですけれども、その辺の確認と公表することについての町の考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

こちら、制度の構えとして、こちらは運用方針の中に定められてございますけれども、モニタリング結果の取り扱いということで、評価結果は基本的に公表するというところで、先ほど申しあげたモニタリングシートにつきましては施設所管課窓口等で公表するというところで、基本的に、「どうぞ」という形で出ているかどうかは別として、そういうお申し出があれば、当然、公表する御用意はあるというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。これも、後で、またホームページ等でも、そういったものの公表と



いうのも考えていただけたらなと思います。

続きまして、最後、このモニタリングですけれども、私、確認した中で実施主体によって三つに分類されるということで、指定管理者さん自体が行うもの、自治体が行うものと、また第三者さんが行うものの三つ、これをもとに評価を行う第三者評価制度と、私、認識しているのですけれども。第三者評価は、先ほど導入の考えはないが調査研究を進めていくということで答弁いただいていますけれども、第三者モニタリング、これ、私、近隣市でも導入していまして、継続的な評価が実施できると聞いております。また、一施設当たり年間約20万程度だということを聞いておりますけれども、開成町で第三者モニタリング制度を導入してはと考えておりますけれども、その辺の町の考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、所管課としての考え方をお伝えしたいと思います。

先ほど町長答弁にございましたように、現時点ではという条件つきですけれども、いわゆる第三者評価制度の導入というのは考えてございません。しかしながら、御説明申しあげたように、現在、いわゆる指定管理の評価の段階においては、先ほど申しあげた第三者、それぞれ団体から出ていただいて評価に加わっていただいているということからすれば、全く第三者が加わっていないというわけではございません。

また、我々も当然、これまでも調査研究してまいりましたけれども、幾つかパターンがございまして、いわゆる選定委員会の方がそのまま評価委員をされる場合、それから、いわゆるシンクタンク、本当の第三者ですね、費用をかけて大学の先生等をお呼びしている場合、いろいろなケースがあるかと思います。それぞれメリット、デメリットがあるわけですけれども、我々とすれば、一番大きいデメリットは、極端な言い方をすれば、ほぼ現場を知らない、使ったこともない方、大学の先生が来られて、それに評価を加えるということよりも、やはり毎日、そこをお使いいただいている方の評価というもののほうが実態に即した評価になるであろうと考えてございますので。

現時点では先ほども申しあげたように導入については考えてございませんけれども、どこかでターニングポイントを迎えるときがあれば、当然、そういう第三者を入れてという評価も考えないということではございませんので、もう少し調査研究の時間を頂戴したいなと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。課長から今、考えないわけではないという答弁をいただきましたけれども、最後に、同じような質問になるかと思います。町長にお聞きいたしますけれども、第三者モニタリングや第三者評価制度、これを導入することによって、第三者、

客観的、私は逆に客観的な目線というのも大事なかなと思っているのですけれども、そういった目で見るとも当然ですけれども、例えば、平成２７年度、開成水辺スポーツ公園の指定管理者の指定時、更新制度というものを適用しております。こういったものを適用する、ある意味、随時契約という形でしたけれども、理由としては、本当に簡単に言ってしまうと、これは実績が認められたというふうに私はとっているのですけれども。

今後も、先ほども指定管理期間、質問させていただきましたけれども、こういった場合も、やはり第三者機関、こういったところからの評価、こういったものもいただければ、そういった制度も取り入れやすいのかなとも思いますし、指定管理者さんも、そういう継続的なものがあれば、また前向きに事業に取り組んでいただけるのかなとか。それ以外にも細かいところ、メリットもあると思いますので、それが結果的に町民サービスの向上、こういったものにつながると思いますし、指定管理者制度を、より意味あるものにできるのかなと感じておりますので、ぜひ、こういった制度の導入を前向きに考えていただきたいと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

基本的に、今、担当課長がお答えしたように、今のところ、そのような方向性は考えていませんけれども、選定委員会のときの、毎年というとなかなか、それは、ある意味、現場を知らない人間、お金もかかるということを考えれば、指定管理の任期が終わった後、また選定するときには、そういう第三者評価の必要性もあるなど、今、佐々木議員から提案もありましたので、それは今後の検討ということで考えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員。

○２番（佐々木昇）

ぜひ、よろしくお願いいたします。

公共施設にはサービスの質の向上が求められていると思います。限られた予算の中で利用者の満足度を上げ、住民福祉の充実に真摯に取り組む事業者さんを選定する仕組みづくりが不可欠だと考えております。ぜひ、第三者モニタリング制度、第三者評価制度、これを導入していただいて、町民サービスの向上と施設運営の効率化を目指していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで佐々木議員の一般質問を終了いたします。